

生徒心得

1. 生徒登校時刻（生徒手帳 参照）

8：30（1年生8：20）この時刻までに校門に入ります。※遅刻した生徒は「校門遅刻指導」の対象となります。

8：40 第1校時授業開始

【校門遅刻指導】

8：30（1年生8：20）のチャイム鳴り始め以降を校門遅刻指導の対象とし、回数によって以下の指導をします。

3回遅刻…警告書・学年指導（担任から保護者に電話連絡と早朝登校指導）

5回遅刻…反省文・保護者同席による学年指導（早朝登校指導）

10回遅刻…反省文・保護者同席による生徒指導部長指導

※遅刻回数は学期ごとにリセットします。

2. 下校時刻及び部活動時間（生徒手帳 参照）

・一般生徒下校時刻 17：00

・部活動時間 夏季（3月～10月）18：00まで 延長30分可
冬季（11月～2月）17：30まで 延長30分可（※体育館7ヶ所活動部は60分）

・早朝練習時間 7：30～8：15

・休日練習時間 夏季（3月～10月）7：30～18：00
冬季（11月～2月）7：30～17：30

・部活動終了後は、速やかに下校してください。

3. 定期考査1週間前及び考査中の部活動について

部活動は考査1週間前、考査中とも原則禁止とします。ただし、考査終了日より3週間以内に公式戦（高体連・高野連・高文連及び種目協会主催であって、校長が認める大会や発表会に限る）がある場合は、考査開始2週間前までに届けを提出し顧問付添いのうえ、下記の時間帯内に活動ができます。

・1週間前…17：00まで。17：30下校

・考査中…全学年が考査を終了した時点から14：30までの間とし、準備・片づけを含めて90分以内の活動とする。15：00下校。

・考査1週間前と考査中の早朝練習…原則禁止。

・考査1週間前と考査中の休日…校内練習に限り、準備・片づけを含めて2時間以内の活動とする。練習試合は認めない。

4. 欠席・遅刻・早退について（生徒手帳 参照）

・欠席及び遅刻は、8時～8時20分の間に保護者が電話連絡して下さい。明石北高校 078-936-9100

・遅刻して登校したときは、まず職員室に行き、学年の先生に遅刻したことを言い、「入室許可証」に該当事項を記入して、教室に入るときに授業担当の先生に提出してください。

・早退が前もって分かっている場合は、生徒手帳の「諸届欄」に記入押印して担任に提出してください。登校後早退の必要が生じたときは、担任あるいは学年主任（副主任）に申し出て、「生徒手帳に記入してもらるか」「早退許可証」を作成してもらいます。なお、安全確認の意味から帰宅後すぐに学校へ電話連絡してください。（保護者が在宅の場合は保護者から連絡をお願いします）

・欠席したときは、生徒手帳にその事由を記入し押印のうえ担任に提出してください。

5. 放課後まで無断外出は禁止です。

必要があって外出を希望するときは、職員室で理由を言って外出の許可を取ってください。そして、「外出許可証」をもらって（外出の間）携帯してください。

6. 全校集会や学年集会などの集合においては、5分前集合を心掛けましょう。

7. 授業においては、教室移動のある場合も、授業開始のチャイムが鳴るまでに授業の準備をして着席しておきましょう。そして、すぐに授業に集中できるよう、気持ちの切り替えをしてください。なお、正当な理由なく遅れた場合、遅刻扱いになることがあります。

8. 気象警報等が発表された場合の措置について（生徒手帳 参照）

(1) 警報が発令された場合の措置について

午前7時現在、明石市内に、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪のいずれかの「**特別警報・警報**」が発令されている場合は自宅待機とします。また、大津波、津波の特別警報、警報も同じ。上記警報が解除された場合には次の①～③に従うものとします。また、すでに登校している生徒は学校の指示に従ってください。

① 午前10時までに上記警報が解除された場合は、第5校時より授業を行います。

② 午前10時現在、上記警報が継続されている場合、臨時休業とします。

③ 午前中授業日は、午前7時現在、上記警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

(2) 明石市以外から登校する生徒について

明石市に警報が発令されず、居住地に警報が発令されている場合は自宅待機とし、公認欠席とします。

9. 自転車違反行為指導（生徒手帳 参照）

本校は、通学距離による自転車通学の規制はありませんが、以下のことを厳守してください。違反した場合は下記枠内に示す指導をします。なお、屋根付駐輪場は遠距離通学者を優先します。これについては「自転車通学路届」の地図を参照してください。

・自転車通学者は「自転車通学届」を担任に提出し、学校所定の鑑札をつけてください。

・常に道路交通法などを厳守し、交通道徳をわきまえ、学校で定めた通学路を通行してください。校内では所定の場所に駐輪し必ず施錠してください。

・片足スタンド車や整備不良車（ブレーキ、ライト、反射器、ベルなどの不良・後輪軸の立ち棒付）に乗車してはいけません。

・雨天時は必ずカッパを着用し、**傘差し運転**は絶対にしてはいけません。

・自転車に乗る時にイヤホンの使用等、外部の音が聞こえないようなものは絶対使用しないこと。

自転車二人乗り・信号無視・乗車中携帯電話操作・自転車傘差し運転・その他違反、迷惑、危険と判断される行為 … 反省文と5日間早朝登校指導

10. 自転車保険について

・自転車通学届を提出する場合、**必ず自転車保険に加入してください。**

・自転車保険の種類については、補償内容を確認してください。

11. 食堂（生徒集会所）、購買の利用

食堂の利用時間は、原則として午前中の授業終了後とします。なお、食券、パンは1校時終了以降に販売します。購買としての利用は、9時から13時15分（昼休み終了時までです）

12. 非常階段については、非常時以外の利用は禁止します。

13. アルバイトについて

アルバイトは、**原則として禁止**です。

家庭の経済的な理由から希望する生徒については、学年と生徒指導部が検討して日常生活、学業成績、職種等に問題がなければ許可する場合がありますが、出来るだけアルバイトをしない方向で指導します。なお、郵便局の年末年始のアルバイトについても、同様の扱いとします。

無断アルバイトが発覚した場合、特別指導の対象になる場合もあります。

3年生の進路決定者に関しては、目的等に問題がなければ、卒業認定会議において卒業認定された後、担任へ申し出て許可を受けてください。ただし、職種・時間に関しては制限があります。

【禁止職種】…酒席を伴う接客業・危険業務、その他学校が好ましくないと判断した職種。

【時間帯】…午前7時より午後9時まで（1日8時間以内）。

14. 運転免許取得について

原付や自動車の運転免許取得は、原則として**禁止**します。

「**三ない運動**」（免許を取らない、単車を買わない、単車に乗らない）の趣旨を良く理解し、厳守してください。ただし、3年生については、次の要領で運転免許証の取得を許可します。

① 企業からの要請のあった就職決定者

企業からの要請があれば12月24日より自動車教習所への入所を許可します。

② 企業からの要請のない就職決定者・その他の進路決定者

卒業認定会議以後、自動車学校への入所を許可します。

③ その他の者

卒業式以後、自動車学校への入所を許可します。

自動車学校卒業後、または直接運転免許試験場で試験を受けてもよい日は、卒業式以降とします。

15. 頭髪・装飾品・化粧について

・頭髪を染色・脱色、変色（アイロンやドライヤーの過度の使用等）パーマ、カール、エクステンション、ワックス、その他加工することを禁止します。黒染めも加工であり違反とします（黒染め指導はおこないません。カット指導を原則とします）。

・モヒカン、ソフトモヒカン、アシンメトリー、過度に逆立てる等、奇抜な髪形は禁止します。

・眉毛を極端に細くすることやボディカラー（眉毛の染色）は禁止します。

上記の違反があった場合、学年や生徒指導部で検討し、保護者との連携のもと指導します。

・ピアスやネックレス、指輪等の装飾品の着用は禁止します。（ピアス穴は継続指導します。）

・制服にバッジ等で装飾することは禁止します。

・髪留めは派手なものは禁止します。

・アイシャドウ、マスカラ、つけまつ毛、カラーコンタクト、ディファイン、アイプチ、マニキュア、ファンデーション、頬紅、口紅（色付きリップ）等、化粧の一切を禁止します。

16. 制服について

無断で制服に手を加え変形してはいけません。無断でスカートを短くするなどの変形をしたときは、学校指定の業者で修正してもらいます。修正不可能な場合には**新規購入**してもらいます。

サイズが合わないなど修正の必要があるときは、係の先生に申し出てください。また、制服は、端正に着こなしてください。スカートを短く巻き上げたり、ズボンをずらして着用する、ネクタイ・リボンをだらしなくゆるめたりすることなく制服は端正に着こなしてください。セーター・ベストは、学校指定のものを着用してください。

17. 移行期間について

移行期間は気温等と関係するため、毎年、生徒指導部で期日や期間を決めます。

18. 防寒具（コート類）・マフラーの着用について（生徒手帳 参照）

防寒のためのコート類の着用を認めます。期間は原則として11月から3月までです。

・種類…ジャンパー、コート、ウインドブレーカー、薄手のダウンジャケット（皮類、ジーンズ系は禁止）

・色 …白・黒・紺・茶・ベージュ・グレー・深緑（明度の低いもの）

・模様…華美でないもの（派手な柄、文字、絵、飾り付けのあるものは不可）

・着用時の申し合わせ…廊下は可とし、一度登校すると下校時まで着用してはいけません。

教室移動時は不可。室内（教室・職員室など）へ入る時は脱ぎましょう。

19. 持ち物について

生徒手帳は常に携帯してください。学校生活に不必要なものを持って来てはいけません。**携帯電話**は、学校に必要なものとしています。ただし登下校時の緊急連絡手段として学校内に持ち込むことは可とします。（学校敷地内での使用禁止。常時電源OFF。）特に検査中の所持は、検査不正行為扱いとなるので注意してください。

携帯電話についての指導

・1回目…学年指導、反省文

・2回目…保護者召喚のうえ、学年指導、反省文

・3回目…保護者召喚のうえ生徒指導部長注意、反省文

・4回目…保護者召喚のうえ学校長・生徒指導部長注意、反省文

携帯電話の使用法（家庭でのルール）については、必ず話し合ってください。
安易なSNSへの書き込みからトラブルになるケースが数多く起っています。

・盗難防止の意味からも、不必要なお金などを持って来てはいけません。貴重品は身につけて、しっかり自己管理してください。また、体育の授業などでは**貴重品袋**を利用しましょう。

・記入できるものにはすべて名前を書くなど、各自で意識を高めて盗難防止対策をお願いします。

20. 学校への連絡

以下の場合には速やかに学校（担任もしくは生徒指導部）に連絡してください。

・交通事故（被害者、加害者）にあった場合。

明石北高校 078-936-9100

・変質者、痴漢等の被害にあった場合。

・警察等に補導、逮捕された場合。

・その他、いじめ、恐喝、ゆすり、脅迫など学校内外で被害にあった場合。

21. 特別指導について

・高校生としてふさわしくない行為（生徒手帳 第7章第31条の3 参照）をした場合、家庭での反省を促す場合があります。（※ノンアルコール飲料、電子タバコの使用についても指導の対象となります。）

・問題行動があった場合、保護者に来校していただくことがありますので、協力をお願いいたします。